

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っております。

- オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

上記体制の整備に伴いまして、2023年4月1日より健康保険法の診療報酬算定に基づき、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定します。

※令和5年12月31日まで、特例措置に伴い以下の点数を算定します。

■初診時の加算点数

- マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意を得られる場合 → 2点
- 従来の保険証を利用した場合 → 6点
- マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合 → 6点

■再診時の加算点数

- 従来の保険証を利用した場合 → 2点
 - マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合 → 2点
-

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。